

令和2年第11回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 錄

- | | | | | | |
|---|---------------|---------------------------------|---------|-----------------|---------|
| 1 | 開催日時 | 令和2年11月19日(木) | | 午前8時55分～午前9時16分 | |
| 2 | 開催場所 | 産業会館4階 大会議室 | | | |
| 3 | 出席委員 | (10人) | | | |
| | 会 長 | 7番 | 木 立 康 行 | | |
| | 会長職務代理者 | 9番 | 佐 藤 孝 文 | | |
| | 委 員 | 1番 | 長 内 康 之 | 3番 | 高 橋 英 子 |
| | | 4番 | 館 野 哲 雄 | 5番 | 工 藤 勝 彦 |
| | | 8番 | 工 藤 元 伸 | 10番 | 東 良 一 |
| | | 11番 | 佐 藤 国 雄 | 12番 | 佐 山 秀 夫 |
| 4 | 欠席委員 | (3人) | | 2番 | 木 村 功 |
| | | | | 6番 | 大 平 成 年 |
| | | 13番 | 佐 藤 米 一 | | |
| 5 | 出席農地利用最適化推進委員 | (6人) | | | |
| | ・浅瀬石・追子野木地区 | 佐 藤 仁 | ・黒石地区 | 高 木 一 弥 | |
| | ・沖揚平・厚目内地区 | 森 山 栄 治 | ・山形地区 | 山 口 貴 佳 | |
| | ・六郷地区 | 加 藤 浩 揮 | ・中野地区 | 櫻 庭 太 志 | |
| 6 | 欠席農地利用最適化推進委員 | (0人) | | | |
| 7 | 議事参与の制限委員 | (0人) | | | |
| 8 | 付議案件 | | | | |
| | 報告第20号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について | | | |
| | 報告第21号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | | | |
| | 議案第41号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について | | | |
| | 議案第42号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について | | | |
| | 議案第43号 | 農用地利用集積計画の決定について | | | |
| | 議案第44号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について | | | |
| 9 | 事務局職員 | 事務局長 | 中 田 憲 人 | | |
| | | 局長補佐 | 大 溝 恵 水 | | |
| | | 農地係長 | 福 士 博 幸 | | |
| | | 主 査 | 櫻 田 一 久 | | |

中田事務局長	定刻前ですが、出席予定の方が全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 本日は、2番木村功委員、6番大平成年委員、13番佐藤米一委員より欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第11回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が10人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番工藤勝彦委員、8番工藤元伸委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
櫻田主査	報告第20号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙2ページから説明いたします。 令和2年10月受理分は、相続が7件、総面積29,926㎡、田が11筆14,176㎡、平畑が10筆13,951㎡、樹園地が2筆1,799㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、次に、報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	報告第21号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙4ページから説明いたします。 受付番号12番は、上十川字大野の田、2, 882㎡を賃貸人の都合により令和2年10月13日に合意解約したものです。 受付番号13番は、末広の田、2, 832㎡を賃貸人の都合により令和2年10月26日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第41号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	議案第41号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙6ページから説明いたします。 今回の申請は、所有権移転が5件です。 (1) 所有権移転です。 受付番号27番は、南中野字館ヶ沢の畑、2筆合計504㎡を第三者から贈与により取得するものです。 受付番号28番は、追子野木三丁目の田、234㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号29番は、馬場尻東の田、3筆合計5,153㎡を同一世帯の親から子へ、贈与により取得するものです。 受付番号30番は、小屋敷西の畑、415㎡を別世帯の弟から、贈与により取得するものです。 受付番号31番は、下目内沢字小屋敷添ほかの畑、3筆合計272㎡を別世帯の姉から、贈与により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。

議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認、並びに申請地の現地調査を行った、12番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回申請があった農地について、去る11月5日、長内康之委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1)の所有権移転です 受付番号27番は、第三者が経営規模拡大のため、贈与により取得するものです。現況は畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 受付番号28番は、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号29番は、同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号30番は、別世帯の弟から兄への贈与により、取得するものです。現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号31番は、別世帯の姉から弟への贈与により、取得するものです。現況は畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 今回申請があった5件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第41号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第42号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 9ページをご覧ください。 受付番号36番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、馬場尻南及び西馬場尻字林本、登記地目は田、現況地目は畑、となっております。 面積は、合計160㎡であり、駐車場用地として取得し、利用したいとのこ

	とです。 農地区分では、馬場尻南は第1種農地ではありますが、不許可の例外である集落接続に該当し、西馬場尻字林本は、第2種農地、耕作条件の不利地に該当します。両農地ともに、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、12番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回5条申請があった土地について、去る11月5日 長内康之委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号36番は、駐車場用地として利用するものです。 場所は、つくし第一保育園より西へ約570mに位置しております。 申請地の選定理由を聞き取りしたところ、譲受人は事業を拡大するにつれて、従業員の駐車場用地が不足してきたとのことでした。 申請地は、事業所に近いことから好都合であるため、農地の所有者と交渉したところ、条件が整ったので申請に至ったとのことでした。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地及び隣地に流入しないように自然浸透させること、また、盛土では、隣地と高低差が出ないように擦り合わせることで、隣地に土砂流出しないようにする、とのことでした。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	確認なんですが、こちらの申請地は第3種ではなくて、第1種と第2種になるのでしょうか。
福 士 係 長	今の質問につきまして、第1種農地と第2種農地の2つの区分になるのかということの回答でよろしいですか。
長内康之委員	現地は、周辺が住宅地になっていましたので。
福 士 係 長	第1種農地とは、一団の農地が10ha以上ある農地区域を指します。馬場尻南は道路を挟んで南側の農地の区域と連坦しているということで、10haの農地の区域となっております。 第2種農地とは、中山間地域の農地や耕作条件の悪い農地、平均収量を確保

	できない小区画の農地を指します。西馬場尻字林本は、集落内にあり、小区画の農地で、平均収量を見込めない農地となります。 このことについては、農地転用許可権者である青森県構造政策課に確認をとっております。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第42号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第43号につきましては、佐藤仁推進委員と櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐藤仁推進委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	議案第43号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙11ページから説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が5件、所有権移転が2件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号80番は、袋字村岡の田、1, 796㎡を10年間10a当たり12, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号81番は、上十川字長谷沢二番圃の田、3, 191㎡を10年間10a当たり5, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号82番は、浅瀬石字広田の畑、1, 773㎡を10年間10a当たり10, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号83番は、末広の田、2, 832㎡を10年間、10a当たり10, 500円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号84番は、境松字石切の田、3, 400㎡を10年間10a当たり12, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 (2) 所有権移転です。 受付番号38番は、追子野木二丁目の田、2, 311㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号39番は、浅瀬石字扇田の田、3, 500㎡を経営規模拡大のため、

	所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第43号は原案のとおり決定いたします。 (佐藤仁推進委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く) 次に、議案第44号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第44号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 15ページをご覧ください。 受付番号7番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、追子野木二丁目、登記地目、現況地目、ともに田、変更面積は1,410㎡で、駐車場用地として利用するため、除外するものです。 農地区分では、第1種農地と判断されますが、農地転用の不許可の例外のうち、特別の立地条件を必要とする事業に該当することから、問題ないものと思われれます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請地の現地調査を行った12番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回、農振農用地区域からの除外申請があった土地について、去る11月5日 長内康之委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号7番は、駐車場用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。 図面番号7に示しておりますが、申請地は、青森オリンパス株式会社から北

	東へ約140mに位置しております。 申請地の現況は田で、周辺の状況は、北側は田、西側隣地は申請者の事業敷地、東側は宅地、南側は県道を挟んで宅地となっております。 申請地は、県道沿いにあり、申請者は運送業を営んでおります。 今回の申請では、農用地の利用集積や周辺の営農に支障を及ぼさないと認められることから、農振除外することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第44号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和2年第11回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時16分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和2年11月19日 議 長 水 互 康 行  議事録署名者 工 藤 勝 彦  議事録署名者 工 藤 元 伸 